

市第11号議案関連資料

市民・文化観光・消防委員会資料 平成 26 年 5 月 26 日 消 防 局
--

横浜市火災予防条例の一部改正について

1 目 的

今回の条例改正は、平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や、平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災を背景として発出された平成25年12月19日付け総務省消防庁次長通知に基づき、消防用設備等の設置に関し、重大な消防法令違反のある防火対象物を公表する制度を整備するためのものです。

こうして、建物の危険性に関する情報を早い段階で公表することで、建物利用者が火災の被害に巻き込まれる危険を回避できること、消防法令違反の早期是正につながることを期待できます。

2 改正概要

新たに「第6章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表」を加え、第72条の6を規定します。第72条の6に規定する内容は以下のとおりです。

- (1) 消防長は、防火対象物の消防用設備等の設置又は維持の状況が法令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができること。
- (2) 公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知すること。
- (3) 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めること。

3 施行期日

平成26年10月1日

4 横浜市火災予防規則の改正

公表対象となる防火対象物や違反内容等の詳細は、横浜市火災予防規則に定めます。改正条例の公布後、規則に定める内容について市民意見募集を行います。

[規則に定める内容(案)]

公表対象	防火対象物	<u>すべての防火対象物</u> (消防庁通知では、不特定多数の者が出入りする防火対象物に限定)
	違反の内容	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるもので、 ① これらの消防用設備等が設置されていないもの ② <u>設置されているが、維持管理の不良により全体的な機能が失われているもの</u>
公表手続		違反を通知した後、14日経過してなお引き続き同一の違反が認められる場合に、消防局ホームページに防火対象物の名称、所在地、違反内容等を掲載

※下線部分を除き、消防庁通知に基づく内容となっています。